○文化庁告示第四十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定する。

平成二十五年七月二十五日

文化庁長官　青柳　正規

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体
伊勢遺跡	平成二十四年文部科学省告示第四号	守山市（滋賀県）

○農林水産省告示第二千三百十六号

犬等の輸出入検疫規則（平成十一年農林水産省令第六十八号）第四条第一項の規定に基づき、平成十一年十二月二十七日農林水産省告示第千六百二十八号（犬等の輸出入検疫規則第四条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する地域を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十五年七月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

「アジア州のうち　台湾」を削る。

○農林水産省告示第二千三百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年七月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

兵庫県養父市大屋町上山字峯山一一九七の一、一一九七の二、一一九七の三・一一九七の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、大屋町中字向山一三の一（次の図に示す部分に限る。）、一三の四五、一三の五五、一三の五六、一三の六七、一三の六九、字東京奥山一二三の一（次の図に示す部分に限る。）、一二三の二〇から一二三の二二まで、大屋町糸原字家ノ奥一の一、三、五、七、八の一、一二から一四まで、一五の二、一六から一八まで、一九の二から一九の四まで、二一から二三まで、二三の一、二五、二六の一から二六の四まで、二七、二八、三一、三二、三七から三九まで、四一から四三まで、四四の一、四五の一、四六の二、四七、四八、五〇の二、五一の一、五三から五七まで、五九、六〇の二、六〇の三、六〇の五から六〇の一〇まで、六〇の四六、六一、六二、六五、六八から七〇まで、七二、七三の二、七三の四、七三の五、七四、七五、七六の一から七六の三まで、七八から八三まで、八四の一、八四の二、八六、八七の一、八七の二、八八から九六まで、字坂尻一〇六の一の甲、一〇六の二から一〇六の四まで、一〇六の六から一〇六の八まで、一〇六の二六、一〇六の二七、一〇七、一〇八の一、一〇八の二、一〇九、一一〇、一一〇の一、一一一から一一七まで、一一九、一二〇、一二一の四、一二二の五、一二二、一二三の一、一二四の二、一二五、一二六、一三〇、一三一の一、一三一の二、一三二、一三三、一三五から一四二まで、一四二の一、一四二の二、一四三、一四四の一、一四五の一、一四六、一四七の一、一四七の二、一四八、一四九、一五〇の一、一五〇の二、一五一から一七二まで、大屋町宮本字倉谷二四三、二四四の一、二四五の一、二四五の二、二四五の四、二四五の九、二四六、二四八、字ヲウシテ口二六四、二六四の二、二六五の一、二六六、二六六の一、二六八、二六九、字ヲウシテ二七〇の一、二七〇の五、二七〇の六、大屋町和田字柳三二の一、三一の二、三二、三二の一から三二の四まで、三三、三三の一、三三の二、三五、三六の一から三六の三まで、三七、三八の一から三八の三まで、三九、三九の一、四〇の一、大屋町中間字奥山九〇の一、九〇の五から九〇の七まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年七月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

兵庫県養父市長野字ヲク山九、字大谷山一八八の一から一八八の五まで、一八八の七、一八八の八、稲津字才ケ谷一七、森字桐谷六五の四、字サイ谷七〇の四、字女谷七四の二、字定塚七六の二、字クツカケ八〇、八〇の三、字山ノ神八七の一、八七の二、稲津字寺谷一〇の一、字大谷一四、字梨ケ谷一五

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年七月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県養父市能座字カタヌ八九の一、八九の二、三谷字三谷南側一八一、一八一の三から一八一の五まで、一八一の六（次の図に示す部分に限る。）、一八一の七から一八一の四、一三二九の五、一三二九の一〇、一三四四の一、一三四四の三、一三四四の四、朝来市和田山町内海字南炭山谷八七の四（次の図に示す部分に限る。）、八七の二一、八七の二二、八七の二五、和田山町久世田字大路日後二二〇の一、二二〇の二、二二〇の一一、二二〇の一二、二二一の一から二二一の五まで、字大路日向二二二の一から二二二の三まで、二二二の六、山東町塩田字上山三一九九の一から三一九九の七まで

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県養父市建屋字立石二五（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年七月二十五日

農林水産大臣　林　芳正